

豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市消防団に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の消防団員に対して道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）の取得に要する経費を補助することにより、準中型免許の取得を促進し、円滑な消防業務を推進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する本市の消防団員とする。ただし、豊田市消防団員として辞令が発令された時点において、既に準中型免許を取得している者及び準中型免許を取得するために指定自動車教習所（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。以下同じ。）に入所している者を除く。

- (1) 車両総重量が3.5トン以上の車両が配備されている分団に所属する者
- (2) 準中型免許の取得した翌年度末まで豊田市消防団に在職し、消防団活動を行うことを誓約する者
- (3) 補助金の交付申請から、実績報告・請求までを同一の年度内に行う者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 過去に当該補助金の交付を受けていない者

(対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、指定自動車教習所の入所に要する経費（正規の教習に係るものに限り、追加技能講習料、再検定料、予約キャンセル料、オプション料等の交付対象者ごとの事情により発生する追加料金を除く。）及び準中型免許の取得手数料（試験及び準中型免許証交付に係る経費をいい、再試験の手数料は含まない。）とする。なお、交付対象者が普通自動車免許を有していない場合は、当該対象者が普通自動車免許（オートマチック車）を有しているとみなした経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額とする。ただし、

補助金の額は、20万円を限度とする。

2 補助金の額は、対象経費から他の補助金等により補助された額を差し引いた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の6月末日までに、次に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

(1) 豊田市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 指定自動車教習所の入所に要する経費の内訳が分かる見積書等の写し

(4) 自動車運転免許証の写し(免許を有していない場合を除く)

(5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、申請額の全部又は一部を交付しないと決定したときは、その理由を記載するものとする。

(交付決定の除外)

第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、第6条の規定による申請をした消防団員が次のいずれかに該当するときは、交付の決定をしないことができる。

(1) 消防団員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)と認められるとき。

(2) 消防団員が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 消防団員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 消防団員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

（実績報告及び請求）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、第6条に規定する交付申請と同一の年度内の2月末日までに、次に掲げる書類を市長へ提出するものとする。

（1）豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金実績報告兼請求書（様式第4号）

（2）取得した自動車運転免許証の写し

（3）指定自動車教習所の入所に要した経費の領収書の写し

（4）指定自動車教習所の入所した日が分かる書類の写し

（5）その他市長が必要と認めるもの

（額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の実績報告及び請求が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により通知した後に、当該額を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助金を交付された者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）補助事業が、同一の年度内に完了しないとき。

（3）準中型免許を取得した翌年度末までに、正当な理由なく豊田市消防団を退団したとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

豊田市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所属 _____

階級 _____

氏名 _____

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 免許取得予定日	年 月 日頃
2 教習施設名称	
3 補助申請額	円
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第 2 号） <input type="checkbox"/> 指定自動車教習所の入所に要する経費の内訳が分かる見積書等の写し <input type="checkbox"/> 現在有している運転免許証の写し（両面） <input type="checkbox"/> 完納証明書

様式第 2 号（第 6 条関係）

誓 約 書

年 月 日

豊田市長 様

私は、準中型自動車免許を取得した翌年度末まで豊田市消防団に在職し、消防団員として活動することを誓約します。

所属

階級

氏名

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

豊田市長

豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金申請について、次のとおり決定しましたので、豊田市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金要綱第7条の規定により通知します。

- 申請額の全部を交付する。
（交付決定金額 金 円）
- 申請額の一部を交付する。
（交付決定金額 金 円）
（一部を交付する理由： ）
- 申請額の全部を交付しない。
（理由： ）

様式第4号（第9条関係）

豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

豊田市長 様

申請者 所属 _____

階級 _____

氏名 _____

次のとおり準中型自動車免許を取得しましたので、補助金の交付を請求します。

1 免許取得日	年 月 日		
2 教習施設名称			
3 補助請求額	円		
4 振込口座	<input type="checkbox"/> 職務報酬・出勤報酬等と同一口座 (この欄にチェックした場合、口座情報記入不要)		
	金融機関名		支店名
	種目		口座番号
	口座名義人		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 取得した運転免許証の写し（両面） <input type="checkbox"/> 指定自動車教習所の入所に要した経費の領収書の写し <input type="checkbox"/> 指定自動車教習所へ入所した日が分かる書類の写し		

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

豊田市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告及び請求のありました豊田市消防
団員準中型自動車運転免許取得補助金について、次のとおり決定しま
したので、豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金要綱第10条
の規定により通知します。

補助金の額

金

円